

【令和7年3月31日公布 令和7年三浦市条例第24号】

三浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三浦市国民健康保険税条例（昭和30年三浦市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「560,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第25条の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。